十五　次の歩道を削除する。

沖縄県八重山郡竹富町（西表島浦内川上流軍艦岩）から同町（西表島大富・国立公園境界）まで

沖縄県八重山郡竹富町（西表島・仲間川上流）から同町（西表島・御座岳）まで

沖縄県石垣市（平得・国立公園境界）から同市（於茂登岳）まで

十六　次の道路を追加する。

（一）車道

沖縄県石垣市（平久保・国立公園境界）から同市（明石・国立公園境界）まで及び同市（明石・国立公園境界）から同市（伊原間・国立公園境界）まで

沖縄県石垣市（名蔵・国立公園境界）から同市（名蔵・国立公園境界）まで

沖縄県八重山郡竹富町（白浜）から同町（南風見）まで

沖縄県八重山郡竹富町（浦内川河口）から同町（浦内川中流）まで

（二）歩道

沖縄県八重山郡竹富町（西表島浦内川中流）から同町（西表島大富・車道合流点）まで

沖縄県石垣市（平得・国立公園境界）から同市（於茂登岳）まで

沖縄県八重山郡竹富町（西田川下流）から同町（西田川上流）まで

沖縄県八重山郡竹富町（ユツン橋）から同町（ユツンの三段滝）まで

沖縄県八重山郡竹富町（仲良川中流）から同町（仲良川上流）まで

十七　次の運輸施設を削除する。

種類	位置
係留施設	沖縄県八重山郡竹富町（仲間川上流）

十八　次の運輸施設を追加する。

種類	位置
係留施設	沖縄県石垣市（川平石崎）
係留施設	沖縄県石垣市（米原プカピー）
係留施設	沖縄県石垣市（御神崎）
係留施設	沖縄県石垣市（白保）
係留施設	沖縄県八重山郡竹富町（鳩間島バラス）
係留施設	沖縄県八重山郡竹富町（外離島）
係留施設	沖縄県八重山郡竹富町（仲良川中流）
係留施設	沖縄県八重山郡竹富町（西表島鹿川中瀬）
係留施設	沖縄県八重山郡竹富町（石西礁湖北礁）
係留施設	沖縄県八重山郡竹富町（竹富島シモビシ）
係留施設	沖縄県八重山郡竹富町（竹富島南沖礁）
係留施設	沖縄県八重山郡竹富町（新城島マイビシ）
係留施設	沖縄県八重山郡竹富町（黒島仲本海岸）

十九　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、西表石垣国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年四月十五日

環境大臣　大塚　珠代

一　追加する区域

沖縄県石垣市字平久保の一部

沖縄県八重山郡竹富町内国有林沖縄森林管理署一〇一林班、一一一林班から一一四林班まで、一二一林班、一三九林班、一四〇林班、一四四林班、一五〇林班から一五二林班まで、一六二林班から一六八林班まで、一八八林班から一九二林班まで、一九四林班から一九六林班まで、一九九林班から二〇四林班まで及び二〇九林班の全部並びに一〇二林班、一〇三林班、一一〇林班、一一五林班、一二〇林班、一三〇林班から一三四林班まで、一三六林班から一三八林班まで、一四一林班から一四三林班まで、一四五林班から一四九林班まで、一五三林班から一六一林班まで、一六九林班、一七二林班、一八一林班、一八五林班から一八七林班まで、一九三林班、一九七林班、一九八林班、二〇五林班、二〇六林班及び二〇八林班の各一部

沖縄県八重山郡竹富町内国有林沖縄森林管理署一六七林班地先岩礁の一部

沖縄県八重山郡竹富町字西表、字上原及び字高那の各一部並びにこれらの地域の地先岩礁の各一部

沖縄県八重山郡竹富町字古見、字崎山、字南風見及び字南風見仲の各一部

二　削除する区域

沖縄県石垣市字伊原間及び字野底の各一部

三　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、西表石垣国立公園の特別保護地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十八年四月十五日

環境大臣　大塚　珠代

一　追加する区域

沖縄県八重山郡竹富町内国有林沖縄森林管理署一一〇林班から一一五林班まで、一二七林班及び一九五林班の全部並びに一八二林班から一八四林班まで、一九七林班、一九八林班、二〇〇林班及び二〇一林班の各一部

二　削除する区域

沖縄県石垣市字大浜の一部

三　区域を表示した図面（省略）